電気通信大学大学院電気通信学研究科履修規程

平成20年 4月 1日 改正 平成22年 4月 1日 平成24年 5月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学学則(以下「学則」という。)第103 条第3項の規定に基づき電気通信大学大学院電気通信学研究科(以下「研究科」という。) の教育課程及び履修方法について定めるものとする。

(授業科目及び単位数)

第2条 学則第102条第1項の規定に基づく研究科各専攻課程の授業科目及び単位数 は、別表のとおりとする。

(授業科目の区分)

- 第3条 授業科目は、次の2種類に区分する。
 - (1) 主専攻科目 (学生の所属する専攻で開設する科目)
 - (2) 関連科目 (主専攻科目以外で修了に必要な単位に算入する科目)

(履修単位数)

- 第4条 学生は、前二条により定められた授業科目の単位数のうち、次の各号の一に該当 する単位数を修得しなければならない。
 - (1) 博士課程における前期 2 年の課程 (以下「博士前期課程」という。) にあっては、 主専攻科目 2 4 単位以上を含め、合計 3 0 単位以上
 - (2) 博士課程における後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)にあっては、 主専攻科目14単位以上を含め、合計16単位以上

(指導教員)

- 第5条 授業科目の履修の指導及び研究の指導を行うために、各学生ごとに指導教員を定める。
- 2 指導教員は、複数とする。

(教育方法の特例)

第6条 博士前期課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間 その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育 を行うことができる。

(履修科目届)

- 第7条 学生は、指導教員の指導のもとに、特定の研究分野を定め、当該研究に必要な授業科目を履修するものとする。
- 2 学生は、前項により履修しようとする授業科目を指導教員の許可を得た上、学年の始めに所定の様式により届け出なければならない。

(履修単位の特例)

第8条 学生は、指導教員が特に必要と認めたときは、当該授業科目担当教員の承認を得て、博士前期課程にあっては大学院情報システム学研究科の授業科目を合計4単位を限度として、博士後期課程にあっては博士前期課程及び大学院情報システム学研究科の授業科目を合計2単位を限度として履修することができ、修得した単位は研究科の関連科目の単位として、第4条の単位数に充当することができる。

(他の大学院で修得した履修単位)

- 第9条 学則第98条及び第103条第2項の規定により他の大学院(外国の大学院を含む。)で授業科目を履修し、修得した単位は、10単位を限度として関連科目の単位として第4条の単位数に充当することができる。
- 2 前項の規定による単位の認定、成績評価の取扱い及びその他必要事項は、研究科委員会において定める。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第10条 学則第103条第2項の規定により、学生が本研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位は、入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるものとし、次の各号のとおり第4条の単位数に充当することができる。
 - (1) 博士前期課程にあっては、主専攻科目又は関連科目の単位として合計 1 0 単位を限度とする
 - (2) 博士後期課程にあっては、主専攻科目又は関連科目の単位として合計4単位を限度とする。
 - (3) 前二号の単位は、通算10単位を超えないものとする。

(他大学院等における研究指導)

第11条 学則第104条の規定により他の大学院又は研究所等において受けた研究指導 は、研究科において受けた研究指導とみなす。

(試験)

- 第12条 履修科目の試験は、学期末又は学年末に筆記試験又は研究報告により行う。 (追試験、再試験)
- 第13条 研究科委員会において特に必要と認めるときは、追試験を行うことができる。
- 2 再試験は、行わない。

(学位論文)

(最終試験等)

- 第14条 修士論文を提出しようとする学生は、博士前期課程に1年以上在学し、16単位 以上を修得していなければならない。ただし、学則第110条第1項ただし書の規定を 適用する場合の取扱いについては、研究科委員会が別に定める。
- 2 博士論文を提出しようとする学生は、博士後期課程に2年以上在学し、10単位以上 を修得していなければならない。ただし、学則第111条第1項ただし書の規定を適用 する場合の取扱いについては、研究科委員会が別に定める。
- 3 学位論文の提出の時期については、研究科委員会が別に定める。
- 第15条 学位論文の審査及び最終試験については、電気通信大学学位規程の定めるところによる。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、研究科について必要な事項は、研究科委員会が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。